

○群馬県警察学校における一般職員任用教養等実施要綱の制定について（例規通達）

平成6年3月1日群本例規第6号（教）警察本部長

改正

平成11年3月群本例規第7号（務）
平成14年3月群本例規第8号（務）
平成17年3月群本例規第9号（務）
平成19年3月群本例規第3号（務）
平成19年8月群本例規第24号（少）
令和2年4月28日群本例規第14号（務）
令和3年6月25日群本例規第16号（広）
令和3年7月28日群本例規第18号（教）

社会情勢の変化に伴い複雑・多様化する警察事象に的確に対応するとともに、警察組織全体のレベルアップを図るため、警察官と一体となって業務を遂行している一般職員に対する学校教養について、群馬県警察学校における一般職員任用教養等実施要綱を別添のとおり制定し、平成6年4月1日から実施することとしたから、効果的な教養の推進に努められたい。

別添

群馬県警察学校における一般職員任用教養等実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、群馬県警察学校の運営に関する訓令（昭和43年群馬県警察本部訓令甲第12号）に基づき、一般職員に対する学校教養について必要な事項を定めるものとする。

第2 課程の種別等

1 課程の種別及び教養目的

課程の種別及び教養目的は、次の各号に掲げる区分とする。

(1) 一般職員初任科

新たに採用した職員（交通巡視員見習及び少年警察補導員を除く。）に対し、警察職員としての職責を自覚させ、職務に必要な知識・技能を修得させるとともに、その資質・能力を高め、実務に習熟させる。

(2) 一般職員主任任用科（主査を含む。）

巡查部長相当職に昇任した職員に対し、主任としての役割と責任に応じて必要な職務に関する知識・技能を修得させる。

(3) 一般職員係長任用科（主幹を含む。）

警部補相当職に昇任が予定されている職員又は昇任後日の浅い職員に対し、係長等としての役割と責任に応じて必要な職務に関する知識・技能を修得させるとともに、人格・識見を高め、部下の指導監督に必要な能力を身に付けさせる。

(4) 交通巡視員初任科

新たに任命した交通巡視員見習に対し、警察職員としての職責を自覚させ、職務に必要な専門的知識・技能を修得させるとともに、その資質・能力を高め、実務に習熟させる。

(5) 少年警察補導員初任科

新たに任命した少年警察補導員に対し、警察職員としての職責を自覚させ、職務に必要な専門的知識及び技能を修得させるとともに、その資質及び能力を高め、実務に習熟させる。

2 教養期間

一般職員初任科は4週間、一般職員主任任用科及び一般職員係長任用科は2週間、交通巡視員初任科は3か月間、少年警察補導員初任科は2か月間とする。

3 教養内容

各課程の教授細目基準・教科課程は、別に定める。

第3 教養実施上の留意事項

(1) 社会情勢の変化に対応するため、常に教養ニーズを把握し、効果的な教養に努めること。

(2) 教養の実施に当たっては、実例や想定事例の討議・演習を実施するなど、教養技術の向上

- に努めるとともに、必要により特別講師等の活用を図り、効果的な教養を実施すること。
- (3) 教養責任者は、学校教養の効果的・効率的な教養を実施するため、警務部教養課長及び警察学校長と連携を密にし、真に実効のある教養の推進に努めること。